

「朝日教育資金一括贈与専用口座」ご利用のご案内

本預金に係るお手続きや注意事項を記載しておりますので、口座作成前に必ずお読みください。

- 本預金は、平成25年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（以下、「非課税措置」といいます。）」の適用商品です。口座開設にあたり、当金庫と教育資金管理契約を締結させていただきます。
- 非課税措置の適用を受けるには、直系尊属からの贈与を受ける必要があります。直系尊属とは、例えば 贈与を受ける方（受贈者）の父母・祖父母・曾祖父母をいいます。
- 本資料では、以下の表記としております。
 - 教育資金を贈与する方（贈与者） ⇒ 祖父母さま等
 - 祖父母さま等から教育資金の贈与を受ける方（受贈者） ⇒ お孫さま等
- お孫さま等が既に他の金融機関や当金庫の他の店舗に「教育資金非課税申告書」をご提出されている場合、本預金のご利用いただけません（ただし、既に教育資金管理契約が終了している場合を除きます）。複数のご契約をされた場合、最初の1つを除き課税対象となりますのでご注意ください。
- 本預金にお預け入れできるのは、2026年3月31日までとなります。

1. 商品概要

項目	内容
商品名	「朝日教育資金一括贈与専用口座」
ご利用いただける方	口座開設および受贈時の年齢が30歳未満のお客さま (祖父母さま等の直系尊属の方から教育資金贈与を受けられる方)
対象となる預金	普通預金 ※インターネットバンキングでのお取引、ATMでのお引出しはお取り扱いいたしません ※専用口座開設時に教育資金管理契約を締結させていただきます
キャッシュカード	発行いたしません
最低お預け入れ額	10万円以上（1円単位）
お預入れ限度額	1,500万円（利息は預入限度額に含みません）
口座開設期限	2026年 3月 31日まで
お預入れ期限	2026年 3月 31日まで
口座開設方法	当金庫の窓口で口座を開設させていただきます
お預け入れ方法	お預け入れの対象資金を、①贈与契約後2ヵ月以内であること、②教育資金として利用する目的の資金に限定させていただきます
お引き出し方法	店頭窓口で随時お引出しいただけます ただし、払出時には教育資金として利用した証である領収書（原本）をご提出いただきます 口座開設店以外でのお引出しはお取り扱いいたしません
手数料	1,000円 + 消費税（1回あたりのお引き出しが10万円未満の場合）

<p>利 息</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用金利 ・利払方法 ・計算方法 	<p>店頭表示金利（普通預金利率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭表示の利率を適用します ・毎年3月と9月の当金庫所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高100円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします
<p>税 金</p>	<p>利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優をご利用の場合を除きます）</p>
<p>金利の入手方法</p>	<p>金利は店頭ディスプレイ（金利情報）または窓口へご照会ください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くこれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までと、その利息、給付補てん金が保護されます） ・マル優のお取り扱いができます ・総合口座のお取扱いはできません ・本商品の中途解約は原則できません ・教育資金管理契約締結後に祖父母さま等による払い出しはできません ・教育資金一括贈与専用口座の開設は、お孫さま等1人につき1金融機関かつ1営業所に限られます ・教育資金以外の目的で払い出しを行う場合、当該払い出しに対しては贈与税が課税されます ・お孫さま等が30歳に達した時点で教育資金管理契約は終了し、使いきれなかった金額に対しては贈与税が課税され、「相続税の一般税率」の対象となります （ただし、学校に在学している場合等については、最長40歳までご利用が可能です）

※非課税措置の適用には「領収書等」の提出等が必要となります。詳しくは次項以降をご参照ください。

2. 口座開設のお手続きに必要なもの

① 贈与契約

あらかじめ書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提出ください（写しを取らせていただき、原本はお返しいたします）。

② 確認書類の準備

以下の書類をご準備ください。

確認資料		ご準備いただくもの	
		贈与する方（贈与者）	贈与を受ける方（受贈者）
戸籍謄本	①贈与する方(贈与者)が贈与を受ける方(受贈者)の直系尊属であることが確認できる書類【戸籍謄本】(注1)	○	○
本人確認書類	②本人確認書類【健康保険証・運口転免許証等】(注2)	—	○(注3)
所得金額確認資料【所得がある場合】	③前年の合計所得を確認できる資料【源泉徴収票・確定申告書(写)等】(注4)	—	○

(注1) 贈与する方(贈与者)と贈与を受ける方(受贈者)の戸籍謄本で直系尊属であることが確認できない場合には、ご家族さまの戸籍謄本もご準備ください。

(注2) 本人確認書類の例

●健康保険証 ●運転免許証 ●パスポート ●住民票 ●戸籍の附票

※ 上記書類は、有効期間内または発行日より6ヵ月以内のものに限ります。

※ 申込書等に記入されたお名前(漢字)・ご住所・生年月日と同一のものに限ります。

(注3) 贈与を受ける方(受贈者)が未成年の場合は、法定代理人(親権者)さまの本人確認書類も必要になります。

(注4) 受贈者であるお孫さま等の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、非課税措置を受けることができません。

③ お申込書類の記入

以下の書類にご記入押印ください。

お申込書類	ご記入いただく方		
	贈与する方（贈与者）	贈与を受ける方（受贈者）	法定代理人（親権者）（注2）
贈与契約書（注1）	○	○	○
教育資金管理契約申込書 兼 専用口座特約書	○	○	○
教育資金非課税申告書	—	○	○
預金申込書【専用口座用】	—	○	○
預金口座開設申込時のチェックシート	—	○	○

(注1) 内容確認のため、口座開設申込時に、原本のご提出が必要です。当金庫で写しを取得後、原本は返却いたします。

3. 口座開設手続

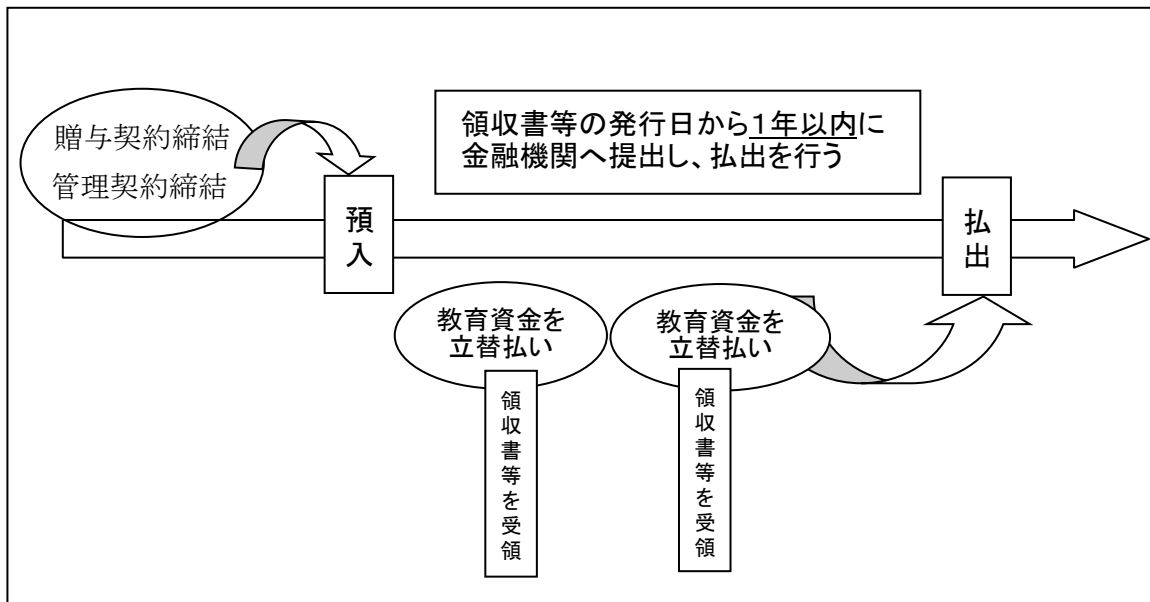
①贈与契約のご締結及び必要書類等のご準備	前記2（口座開設のお手続きに必要なもの）でご案内させていただいたとおり、贈与契約のご締結と必要書類のご準備をお願いします。
②口座開設手続き	<p>「教育資金非課税申告書」、「預金口座開設申込時のチェックシート」等の申込書類を記入・押印の上ご提出いただき、お孫さま等の名義で口座を開設いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・贈与契約日から2ヵ月以内に当金庫にお預け入れいただく必要があります。 ・専用口座へのお預け入れは、別途ご提出いただく「教育資金非課税申告書」に記載した金額の範囲内となります。 ・お預け入れ上限額は1,500万円ですのでご注意ください。 ・キャッシュカードの発行はできません。 </div>
③追加のお預け入れ	2026年3月31日までは追加のお預け入れも可能です。ただし、お預け入れ限度額は合計で1,500万円までとなります。贈与契約書、追加教育資金非課税申告書、戸籍謄本等をご用意いただき、口座開設店にてお手続きができます。口座開設店以外でのお取り扱いはできませんのでご注意ください。

4. お引出し及び領収書等のご提出

領収書等を提出される際は、『朝日教育資金一括贈与専用口座』に関する「領収書等」明細チェックシートを添付してご提出ください。

お引出し方法	教育資金を自己資金等でお支払い後、当該領収書等を当金庫にご提出いただき、領収書等の金額を上限に引き出す方法となります。
ご注意事項	<p>領収書等に記載された支払日から、1年を経過する日までに口座から引出す必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>領収書等に記載された支払日より1年を経過した「領収書等」は「教育資金贈与非課税措置」の対象外となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。</p> </div>
お引出し時の必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・お通帳 ・お届けのご印鑑 ・払出請求書 ・領収書等(原本) 及び「領収書等」明細チェックシート
領収書等のご提出	お引出し時に領収書等（原本）及び「領収書等」明細チェックシートを当金庫へご提出ください。※ご提出いただいた領収書等の原本は当金庫で保管し、返却いたしません。

◇お預入れ～領収書等の提出までの流れ（イメージ図）



5. 非課税措置の対象となる教育資金の範囲

(1) 学校等に対して直接支払われる金銭

学校等※への支払いは上限 1,500 万円

※学校等…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、
海外の日本人学校、インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）等

(2) 学校等以外の者※に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記1,500万円のうち、500万円を上限として非課税となります。

※学校等以外の者…学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等 ……①

※物品の販売店等業者への支払いであっても、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは（2）に該当します。

具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面で業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指します（学校指定の制服や教科書等）。 ……②

※学校等に支払われる金銭のうち上記①について、非課税措置の適用が受けられるのは、23歳までに支払われたものに限りです。

(3) 対象となる費用

※領収書等が発行されることが必須となります。

① 学校等への支払いの場合

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学（園）試験の検定（試験）料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等

② 学校等以外の者への支払いの場合

- ・ 学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等
- ・ 学校等で必要となる教科書や教材等を業者から直接購入する場合等

6. 領収書等について

(1) 領収書等の種類

領収書等は原本をご提出ください。当金庫で原本を保管させていただきます。

①領収書（※1）

領収書には、支払日、金額、支払者（宛名＝お孫さま等、摘要等にお孫さま等の氏名が記載されている場合はお孫さま等の親権者さまでも可）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）が記載されていることが必要です。

②領収書以外の「支払の事実を証する書類」（※2）

「支払の事実を証する書類」には支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）が記載されていることが必要です。

（※1） 資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また学校等以外の者（塾や習い事）で必要な費用を直接支払う場合の領収書については、資金使途に加えて、その内訳（例「〇月分〇〇料として（〇回または〇時間等）」についても記載されていることが必要です。

（※2） 「支払の事実を証する書類」には、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」のQ&A（Q5-3）で例示されています。要件が不足する場合には、振込依頼書等を合わせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含まれます。

(2) 学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払う場合

上記（1）の「領収書等」に加えて「学校等の書面※」をご提出いただくことが必要です。

※年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。

非課税となる教育資金の範囲、「学校等」・「学校等以外」の区分、「領収書等」についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

7. 本預金の教育資金管理契約の終了

教育資金管理契約は下記のいずれかに該当する場合、終了いたします。

- ① 原則、お孫さま等が30歳になられた場合（30歳に達した日） ・
※ただし、学校に在学している場合等については、最長40歳までご利用できます。
- ② お孫さま等が亡くなられた場合（亡くなられた日）
- ③ 本預金の残高が0円となり、お孫さま等と当金庫との間で特約を終了させることで合意した場合 ・

上記①または③の事由により教育資金管理契約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、特約の終了した日の属する月の翌月末日までにご提出ください。

上記事由が発生して特約が終了した場合、本預金はご解約いただきますので、お通帳、お届けのご印鑑、及びご本人確認資料をお持ちください（お孫さま等が未成年の場合、お孫さま等と親権者さまの確認書類及び関係がわかる確認書類が必要となります）。

8. その他ご注意事項

- (1) 本預金にお預け入れいただく前に支払われた教育資金は、非課税措置の適用対象外となります。
- (2) お預け入れされた資金を減額することはできません。
- (3) 本預金から引出し後に教育資金を支払う場合、引出し時にお支払先等をお尋ねすることがございますので、予めご了承ください。また、期限までに領収書等のご提出がない場合、教育資金管理特約が終了となった年に贈与があったものとして、贈与税が課税されます。
- (4) 本預金から教育資金目的以外の資金を支払う場合は、引出し時に念書（教育資金管理契約に基づく教育資金以外の払戻しに関する念書）をご提出いただきます。
- (5) 前記7（教育資金管理契約の終了）の①の事由により教育資金管理契約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額※がある場合は、その残額が、特約が終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税が課税されます。
②の事由により特約が終了となった場合は、贈与税は課税されません。
- (6) 贈与者さまが亡くなられた時点の未使用残高については、当該贈与者さまに係る相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合には、受贈者さまの年齢等に関わらず、相続財産に加算されます。

※以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。

①預入金額のうち、お引出しをしなかった部分

②お引出し金額のうち、次の部分

- ・教育資金のお支払いに充当しなかった部分（年間のお引出し合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます）
- ・教育資金の支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
- ・学校等以外の者への教育資金の支払いで累計500万円を超える部分

(7) 学校等への振込にかかる振込手数料等は非課税措置の対象とはなりません。

(8) その他本預金の特約に反する取扱いがあった場合には、非課税措置の対象外となる可能性がありますので予めご了承ください。また、この特約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容及び取り扱いの期日を店頭またはその他相当の方法で公表することにより変更いたします。

以 上